

株式会社船井財産コンサルティング高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988 URL : <http://www.funai-t.co.jp/>

相続が発生し、多額の相続税を払わなければならないが納税資金がない場合などに備えて、比較的簡単な手続きで大きな効果のある対策を講じることができるのが生命保険への加入です。保険といえどいざという時の保障というイメージをお持ちの方が多くかと思いますが、相続対策の手段としても非常に有効です。今回は相続対策に保険を利用する際の注意点を説明いたします。

●なぜ相続対策に有効？

被相続人が契約した生命保険金を受け取った場合、みなし相続財産として課税の対象となります。相続人が受け取る生命保険金には、相続財産から控除される非課税枠が設けられています。

その非課税限度額は

500万円×法定相続人の数

となっています。

つまり例えば相続人が配偶者と子供が3人で合計4人の場合、2,000万円までの保険金については相続税がかかりません。

●どんな事に注意が必要？

生命保険は契約の仕方により、死亡保険金を受け取ったときにかかる税金が異なってきますので、注意が必要です。

被相続人が「父」であった場合の契約形態別の税金の取扱いの違いを表にしてみました。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	税金の種類	内容
父	父	子	相続税	保険金－(500万円×法定相続人数)が「みなし相続財産」
父	父	相続人以外	相続税	保険金が相続財産に加算
子	父	子	所得税	(保険金－払込保険料総額－50万円)×1/2＝総合課税の対象となる課税一時所得金額
母	父	子	贈与税	保険金－110万円＝贈与税対象

一般的には所得税の方が実効税率が高いので相続税に比べて不利になることが多くあります。しかし財産の規模によっては所得税の課税対象になった方が税率が有利になり相続税対策となる場合もあります。

この方法を利用するべきかどうかは相続財産の規模によって変わってくるようになりますので、相続税と所

得税の実効税率及び限界税率を考えながら判断することになります。そのためにも相続税の納税資金対策を目的に生命保険に加入する場合は、相続税がいくらになり、現在どれくらいの納税資金があるのなど現状を把握する必要があります。

●「争族」対策としても有効な生命保険

相続財産が不動産だけで現預金はあまりないと言った場合に、複数の相続人がいると不動産を分割するわけにもいかず、遺産分割でもめてしまう場合があります。そこで、不動産は遺言で一人に遺贈し、他の人を生命保険の受取人に指定して、その死亡保険金を与えるようにします。

また、事業を行っており相続財産のほとんどが自社株だった場合で、相続が発生し遺産分割すると事業継続に支障がでる恐れがある場合などに「代償分割」という方法が使われることがあります。「代償分割」とは、相続人の一人が財産を受ける代わりに、他の相続人には相当の金銭や別の資産を、その代償として支払うことです。

この代償分割の支払いのための資金を生命保険金で準備することもできます。自社株式を相続する後継者を死亡保険金受取人に指定しておくことにより、受け取った保険金を他の相続人に支払うことができるようになります。

そして、相続放棄をしたいという場合がありますが、こういった場合でも生命保険金を受け取る権利は、その相続放棄した方に残ります。これは、生命保険は民法上の相続財産ではないからです。したがって、生命保険を受け取ったことにより、相続放棄ができなくなるということはありません。

●会社の連帯保証人となっても・・・

社長とその妻が会社の連帯保証をしている場合、あるいは妻が社長の相続を放棄できない事情があり、連帯保証人たる地位を引き継がざるを得ない場合にも生命保険契約は役立ちます。生命保険金の受取人を連帯保証人になっていない子供にしておくことにより、家族の生活は保障されるのです。

子供も相続人ですが、相続放棄をすることにより、連帯保証人たる地位を引き継がずにすみます。相続放棄をしても、生命保険金の受取人たる地位は失わないので、後の生活保障資金を得ることができます。

※この資料は平成20年5月10日現在の税制をもとに作成しております。税制改正等により予告なく内容を変更する場合がございますのでご了承ください。

※税金の申告の際には税理士、所轄の税務署等の専門家に必ずご相談ください。